Ota City Labor Union Paper

職友おおた

太田市職労

05
2020
13th.Mar

第１１３回中央委員会開催

春 闘に向けた第１１３回中央委員会が２月１７日（月）開催された。来年度専従職員を配置するのにあたり、第５号議案として臨時中央執行委員が選出されました。この間、都市評議会で協議をしてきた結果、渋川市から専従職員が選出することが決まり、それに伴い、今回の中央委員会での臨時中央執行委員の選出となりました。

春闘方針では組織強化について触れたほか、第４号議案として第４９回衆議院議員選挙における組織内候補予定者として堀越けいにん氏を推薦決定しました。

本日、3/13は群馬県本部の統一行動日です

自治労では「参加する春闘」をテーマに、①賃金改善、②会計年度任用職員等の処遇改善、③人員確保と職場からの働き方改革、④安心してくらし続けられる地域づくりを重点課題として、2020 春闘に取り組んでいます。

民間賃金の動向は、公務員賃金に大きく影響を与えることとなるため、自治労は連合に結集しながら、全国の仲間とともにたたかっています。

今日は、自治労群馬県本部の統一行動日であり、県内の単組が一体となって集会やビラ配布などに取り組んでいます。「1年のたたかいのスタート」と位置付けられるように、春闘での取り組みは６～８月の人勧期闘争、そして 10 月からの秋季闘争へと連続する、闘争サイクルの重要な第一歩です。引き続きのみなさんの参加をお願いします！

先日の国際連帯救援カンパでは、皆様からご協力をいただき、募金総額は **155,930 円**となりました。温かいご支援に対し厚く御礼申し上げます。

発行人：執行委員長　相場 毅正　／　発行元：太田市職労教育宣伝部

2020 春季闘争要求書

1．基本要求項目

(1)　賃金・労働条件の決定および変更にあたっては、労使関係ルールに関する協定書に基づき十分な交渉・協議を行うとともに、書面協定を結ぶこと。

(2)　組合員の生活を維持・改善するための水準を確保すること。また、財政事情などを理由にした自治体独自の賃金削減は行わないこと。

2．組合員の生活を維持・改善するための賃金水準の確保

(1)　運用基準等

①　給料表については、国公行（一）表９級水準とし、運用については６級到達を確保すること。

②　昇格の運用基準については、十分な労使交渉・協議、合意のうえで決定すること。

③　４号給を超える昇給区分の原資（８号昇給５％、６号昇給 20％相当分）を確保し、公平な運用によって賃金水準を確保すること。

(2)　４級への昇格条件を在職年数１８年から短縮すること。

(3)　民間等経験者については規則に基づいて経験年数を有する者の号給として初任給に反映されているが、昇格についても初任給算定において換算した経験年数を昇格時の在級年数として取扱うこと。

(4)　一時金における傾斜配分の加算割合を４級係長代理は5％から 10％に引き上げること。また課長においても 10％から 15％に引き上げること。

(5) 組合員である係長と管理職である課長補佐との職責の差を明確にすること。

3．人員確保と働き方改革の実現

(1)　公共サービスの水準維持と提供体制の確保のため、必要な人員を増員すること。

(2)　職員の欠員補充は正規職員を補充すること。なお、恒常的に臨時職員を配置している業務については正規職員を配置すること。

(3)　年次有給休暇の完全取得に向け、家族休暇、バースデー休暇等の名称を用いることで取得すべき日を励行することで実効性のある施策とすること。

(4)　部署の平均で月に１人頭３０時間を恒常的に超える時間外勤務がある場合には業務が過多であることから職員の増員をすること。

4．人事評価制度に対する対応

(1)　人事評価制度の運用にあたっては、十分な労使交渉・協議を行うとともに、処遇反映は重要な労働条件の変更となることから組合との合意を前提とすること。また、労使交渉を踏まえた定期的な検証・見直しを行うこと。

(2)　人材育成が目的で、職員間に差をつけることが目的でないことを明確にすること。

(3)　人事評価制度について、適正な評価となるよう、評価者・被評価者への教育・研修を継続し、評価基準等について、より一層の理解向上を図ること。

5．臨時・非常勤等職員の処遇改善

(1)　臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件を引き上げること。また、一方的な雇い止め、会計年度職員制度移行に伴う労働条件の切り下げは行わないこと。

(2)　会計年度任用職員制度への円滑な移行

①　特別職以外の臨時･非常勤職員については、常勤職員、もしくは会計年度任用職員に移行し、継続雇用とすること。

②　会計年度任用職員の給料については、常勤職員と同一基準での運用（給料表の適用､前歴換算､初任給格付け､等級別基準職務表に応じた昇給昇格）とし、職務内容を踏まえて均衡･権衡させること。

③　常勤職員との権衡を基本に、会計年度任用職員の健康診断の実施、研修の実施、福利厚生施設の利用などについて対応すること。

④　人事評価及び評価結果の活用についても、常勤職員との均衡をはかること。

6．以下の職場要求の実現をはかること。

(1)　子の看護休暇について、子以外の家族を看護する場合も含めた家族看護休暇とすること。

(2)　１年以上の育児休業等から復職する際には、復職後について、当該職員と所属長で話し合いを持たせること。

(3)　育児と介護に係る諸制度の取得期間について、１ヵ月に達するまでの期間は昇格基準における在級年数の勤務期間から除算しないこと。

(4)　再任用職員については基本を主査専門員４級職員とすること。

(5)　事務職場においても高度な医療知識等を要する業務を担当する場合には保健師等の医療専門職を配置すること。人員が不足する場合には、正規職員を採用し配置すること。

提携割引特典
工事金額の3%OFF

写真はイメージです。

マンション・戸建リフォーム ｜新登場｜
初日の片付けを含めて7日間で完了！
1 定額制 Week リフォーム
システムキッチン・バスルーム・洗面化粧台・トイレ 水廻り設備機器4点 ＋ トイレ・洗面室の床・壁・天井の内装含む 標準工事費込みの定額制
195万円(税別)より

10年 水廻り設備保証
水廻り設備が10年間安心！
住宅用の水廻り設備（システムキッチン、システムバス、洗面化粧台、トイレ、給湯器）※1 本体を10年間保証します。※2
※1）国内メーカーに限ります。（店舗等の事業用に利用する設備機器は保証の対象外）
※2）工事完成確認日より10年間。電子基盤及び付属部品（リモコン･五徳･ツマミ･汁受等）の保証期間は1年間。
※保証内容の詳細は保証書の保証条件をご確認ください。

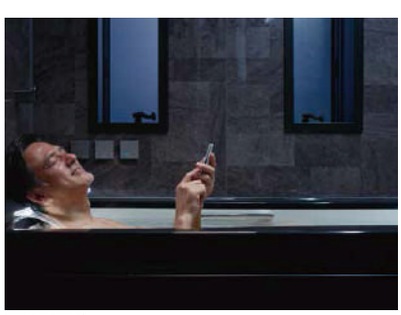
写真はイメージです。

MISAWA
住まいを通じて生涯のおつきあい
ミサワリフォーム
〒373-0034 太田市藤阿久町 374-1
■問い合せ先：法人営業部 武政 (080-5892-7931) ■受付時間 9:30～18:00■定休日：日曜・月曜
フリーダイヤル 0120-514-330
※定休日は月により一部異なります。ホームページにてご確認ください。
www.misawa-reform.co.jp